

2026 年 4 月 7 日

生徒・保護者（保証人）各位

法政大学国際高等学校

自転車・バイク通学について

通学手段として自転車やバイクを使うことについては、自転車で通学する生徒、徒歩で通学する生徒、双方の安全を考慮して以下のような決まりがあります。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

I. 自転車・バイク通学について

1. 当校への通学手段は、交通の便や学校付近の地理的条件等から考えて、電車やバスの利用を原則とします。
2. 最寄りの駅までの自転車・バイクの利用は、安全面について充分確認の上、ご家庭の責任で判断してください。利用される場合は、後日アドバイザーに申し出て、「生徒環境資料」に追加記入するようにしてください。

◎自転車の二人乗りや並進、ケータイを使用しながらの運転は道交法で罰金が科されるなどの違反行為です。また歩行者に傷害を負わせる事故も多発しています。交通ルールに則し、責任ある自転車利用をするようご家庭での指導をお願いします。

3. 学校までの自転車利用については「通学自転車登録書」を提出していただき、学内で審査をして適当と認めた場合にのみ許可されます。

◎学校までのバイク通学は、交通安全上認められません。

4. 通学途上の自転車・バイク事故について（上記 2 と 3 の範囲内において）は、基本的に学校災害共済給付制度（全生徒加入）による医療費等の支給対象となります。

5. ヘルメットの着用について

◎令和 5 年 4 月 1 日より、すべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車利用時には、ヘルメットを着用しましょう。

II. 学校までの自転車利用と許可基準について

1. 許可基準は、原則として学校から半径 3 km 以内に住む生徒で、学校まで電車やバスで通学することが不便な場合とします。
2. 学校までの自転車利用を希望される場合は、所定の「通学自転車登録書」にご記入の上、アドバイザーにご提出ください。

以上